

# 自律的コミュニティとソーシャルビジネス

## ～高齢者の地域居住を支える活動事例より

佐藤 由美

### 要旨

超高齢社会において、様々な人が世代を超えてつながる「地域共生」をめざし、「自らの意志によって、自ら立てた規範にしたがってつながり支え合うコミュニティ」と定義した自律的コミュニティが求められている。本研究では、地域住民主体のボランティア団体「すずの会」の地域支え合い活動を対象に、その活動の実態から、自律的コミュニティとして求められる社会的条件について考察を行うことを目的とし、資料調査と実地調査を実施した。その結果、地域住民同士が支え合う「互助」の理念を継承しつつ、活動メンバーの主体性を活かした運営を行うとともに、社会システムやコミュニティの変化に応じた組織形態や運営方法等の検討・改変を自ら行っていることを把握した。

このようなことから、自律的コミュニティとして活動を継続していくために、「当事者性」とそれを維持するための「事業性」が社会的条件として重要であることが明らかになった。

キーワード：自律的コミュニティ、地域支え合い、地域住民、当事者性、事業性

### 1. 研究の背景と目的・位置づけ

超高齢社会に直面する今日、国ではこれからの社会について、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。」とし、「地域共生」をキーワードに福祉分野の法制度の再編を行っている<sup>1)</sup>。

その実現に向けて、地域における様々なつながりづくりが必須であり、人々が血縁関係を超えて、多様な世代や属性の人々と「自律的」につながり支え合うコミュニティ（以下、「自律的コミュニティ」と称する）を形成し、持続していくことが必要であると考えられる。

そこで、本研究ではこうした自律的コミュニティを「自らの意志によって、自ら立てた規範にしたがってつながり支え合うコミュニティ」と定義し<sup>2)</sup>、その概念に適合するコミュニティやその活動の実態を明らかにする。また、そうしたコミュニティが安定・持続した活動を継続するため、従来の個人や団体のボランティアな活動によるだけでなく、ソーシャルビジネスとしての手法の活用も前提としつつ、必要となる社会的条件について考察を行うことを目的とする。

なお、本研究は事例調査をもとに、上記の自律的コミュニティ活動の開始から一定年数の経過した事例を対象とする。

### 2. 調査対象の考え方

#### 2-1 調査対象の条件

本研究で明らかにしたい自律的コミュニティの調査対象(事例)の条件を検討する。

まず、「自らの意志」と「自ら立てた規範」を有する活動であることから、制度に規定されない「我が事」としてのニーズに対応した事例が対象となる。さらに、そうした事例の最大の課題となりやすい安定・継続性を確保するための取組みを有している点も重視する。

本稿では、こうした条件を有する事例として、地域住民が主体となった地域支え合い活動を展開する川崎市の「すずの会」を採り上げ、コミュニティの特徴、活動の取組み方や各活動に対する考えや活動内容・経年変化、社会的支援の実態等について把握していく。

## 2-2 「すずの会」とその活動の概要

調査対象事例は、1995年に地域住民が設立したボランティア団体「すずの会」とその活動である。この団体は、川崎市宮前区野川地区(中学校区＝日常生活圏域・1地区社協・5町会)やその周辺を主な活動エリアとし、行政・専門機関とも連携・協働しながら、会員の個別のニーズに対応した地域の支え合い活動を展開している。

野川地区は、多摩丘陵の一部にあり、東急田園都市線やJR南武線等の駅に向かうバス路線が複数ある郊外の住宅地区である。台地や平地、傾斜地等があり、近年急速に宅地開発が進んだ地区である。大小の公園・緑地・農地等の自然や高台には公営住宅が立地している。



図1 川崎市宮前区野川地区の位置図(国土地理院地図に加筆)

## 論文

地区の人口は約28,500人、世帯数約12,600世帯で、40歳代後半から50歳代前半が最多で、高齢化率は24.2%となっている（川崎市の統計情報、2019.9末）。すずの会の他にも乳幼児、子どもから高齢者支援まで幅広い活動が住民により自主的に行われている<sup>3)</sup>。

すずの会の活動の特徴は、会の名前の元となった「ちょっと困った時は、鈴を鳴らしてくださいね」という思いが込められており、誰かが鳴らした鈴の音から、その人の困ったことに応じた活動を一つずつ積み重ね、事業を展開してきた。令和4年度事業活動計画からその内容をみると、すずの会定例会、介護予防事業、介護支援事業、地域ネットワーク活動、調査研究・研修事業、啓蒙・啓発・普及活動等、多岐にわたっている（表1）。

それらの多くは、介護保険制度や地域包括ケアシステムが生まれる前から長期にわたって築いてきた地域の様々な活動団体や関係機関、専門家、地縁団体等とのネットワークを基盤としており、住民による地域まちづくりとしての性格が強いものである。

活動の理念は、NPO法人化した際の設立趣旨書（2018年11月）に「平成7年設立以来24年間、地域住民の生活課題を実践の中から感じ取り、地域に必要とされる活動をボランティアグループとして、地道に重ねてまいりました。」「すずの会」はまさに、「住民主体の地域包括ケア」を実践してきたと自負しております。」と記されている。

すずの会は、運営方法を活動メンバー（ボランティア）が参加する定例会で協議しながら進めており、コミュニティ自ら活動計画を決め、実践を行う等「自律的コミュニティ」の典型例であるといえる。また、2019年にNPO法人を設立し、活動の継続性に配慮した体制作りや運営を行っている（2021年に認定NPO法人に認定）。長年の活動に対し、川崎市長賞、地域福祉学会地域福祉優秀実践賞他、数多くの賞を受賞している。

表1 すずの会の活動メニュー

1. すずの会定例会	4. 地域ネットワーク活動(野川セブン)
2. 介護予防事業	5. 調査研究・研修事業
(1)「すずの家」	6. 啓蒙・啓発・普及活動
(2)ミニデイ	(1)研修会講師
(3)ダイヤモンドクラブ	(2)視察・研修・見学受入れ
(4)みんなDE体操(公園体操)	(3)取材
(5)元気度チェック	(4)ホームページ
3. 介護支援事業	(5)交流・連携
(1)家事介護・スポットサービス・	(6)高齢者福祉施策に関する委員
コーディネート事業	
(2)介護相談、(3)介護者の会、	
(4)ボランティア協力	

出典：すずの会「令和4年度事業活動計画(案)」<sup>6)</sup>

### 3. 調査結果

2022年9月に現地(すずの家)で、すずの会代表・役員メンバーを対象としたインタビュー調査を実施した。あわせて既存の資料<sup>4)~6)</sup>を活用し、調査結果をまとめる。

#### 3-1 調査結果

##### (1)コミュニティの特徴

本事例は、地域住民(小学校のPTA仲間5人)による自発的な地域福祉活動から始まっている。活動開始時は、親の介護経験を活かし、自分たちの老後も考えたものであり、活動を継続していく中で、その当事者の範囲を「野川地区(中学校区)」という共感できるエリアに拡大していった<sup>5)</sup>。その後、活動のメンバーは、2016年3月時点73人(賛助会員60人弱)<sup>5)</sup>、2022年時点約60人(賛助会員約40人)となっている。

当初から現在まで会のメンバーは、送迎を除き、原則として無償のボランティアとして活動している。今も、特にメンバーの募集はしていないが、友人からの紹介等により、新たに活動に参加するメンバーがいる。また、50・60代の活動メンバー(ボランティア)の中には自分の親や将来の自分の老後

## 論文

のことを視野に入れて参加するケースが多く、高齢者介護等に関連する資格を取得する人も増えている。

2015年9～10月にすずの会が実施したボランティア（すずの会活動メンバー45人+野川地区の他団体のボランティア5人）へのアンケート調査より、回答のあった41人の特徴をみる<sup>5)</sup>。

性別では女性88%、年代は70歳代49%、60歳代22%、居住地は野川地区66%、周辺地区24%、居住年数は30年以上が56%と多く、さらに、近所づきあい「ある」88%や「助け合える関係」49%等、長年の居住を通じて豊富な近隣関係を有する方が多い。また、すずの会以外にも地域等で「スポーツ・趣味活動」「自主活動」「社会福祉協議会」等に参加する等、アクティブな方も多い。ボランティア活動に参加したきっかけは、「自発的意思」が過半を占め、「週に1日」37%、「月に1、2日」24%等の頻度で活動を行っている。さらに、活かしている資格がある人は37%に上り、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、ヘルパー1級・2級等の高齢者関係のもの他、体育指導者や整体施術師など、多岐にわたっている。

こうしたボランティアの方たちが活動に参加して得られたこととしては、「いろいろな人と交流できる」「親しい友人を得ることができた」等の個人の交友関係の充実や「自分と地域のつながりが持てた」や「生活の充実感ができた」等の生きがいとしての効果が多くあがっており、「活動自体が楽しい」に代表される主体的・積極的な参加姿勢がうかがえる。また、自らの介護に役に立ったことが「ある」が83%を占め、情報や知識の習得・活用、介護に対する不安の軽減等のメリットを感じている。

このように活動メンバー（ボランティア）自身にとっても活動への参加は様々な効果を生んでおり、「我が事」として活動に関わる当事者性の要因となっている。

### (2) 活動の取組み方

すずの会の活動の特徴は活動内容を定めて開始するのではなく、地域の方の「つぶやき」から始まる個別支援をきっかけに、必要な事業を徐々に増やし

ていったことにある。こうして2016年には実施する事業が11種類にまで広がっていた<sup>5)</sup>。当時、会の年間活動費は200万円前後(拠点「すずの家」は別会計)であったが、会の主な収入は、会費(メンバーと利用者)や賛助金、ミニデイへの参加費(1人500円=昼食費に充当)、出版物やバザーなどの売り上げであった。その他、赤い羽根募金や各種助成金、研究委託費等、川崎市や市・区社会福祉協議会、公的機関からの支援の他、社会的な活動に対する受賞賞金なども大きな収入源となっていた<sup>5)</sup>。

1995年に活動を開始してから2019年まですずの会は任意団体のままであり、すずの会代表の鈴木さんの自宅が団体の連絡先となっていた。その後、2019年にNPO法人化する際、活動メンバーに企業会計に詳しい方(元金融機関勤務)が参加していたことが大きいと代表の鈴木さんは述べている。

また、このNPO法人(その後、認定NPO法人)になった背景としては、「寄付したい」といった地域の方の声や川崎市の介護予防事業の受託等があった。また、ボランティアの高齢化(平均年齢78歳(2021年))から、若い人も事業を継ぎやすいようにしておく意図もあったとのことである。

それにより、2021年度はコロナ禍の中、200万円を超える受取寄付金も含め、すずの会全体で約600万円を超える経常収益に対し、50万円程度の黒字を確保している<sup>6)</sup>。

一方、介護保険等の既存の制度にとらわれず、利用者の方のニーズに対応した福祉活動として制度外の活動も多く行っている。このため、本来の介護に触れることができると、現職の大手介護事業所の介護職員が半ば研修のように活動に参加することもあるとのことである。

このように、活動の継続性の観点から安定した財源を確保するための組織の改変による事業性の獲得と同時に、これまでの地域住民の支え合い活動としての特性も維持されている点が特徴である。

### (3)各活動の内容

つぎに、自律的コミュニティによる地域支え合い活動の特徴を把握するため、すずの会が実施している主な活動の経緯や変化についてみる。

## 論文

### ①スポットヘルプ・介護相談・介護者支援

会の発足当時から継続して行っているすずの会の原点ともいえる活動であり、生活者としての視点を有する当事者性の強い個別支援活動である。

地域の方から相談を受けて一緒に解決策を考え、実行に移すという姿勢である。相談のきっかけとなる場・情報入手はメンバーによる日ごろのご近所づきあいだけでなく、ミニデイやご近所サークル「ダイヤモンドクラブ」等のすずの会の活動や、専門職・専門機関とのつながりにおいても常時行われている(どこでもアンテナ<sup>4)</sup>)。

実際、すずの会に相談すれば、何とかなると思われており、地域包括支援センターに相談する前に相談に来る高齢者もいる。そのあと、相談内容によって地域包括支援センターにつなぐことも多い。その際、利用できる制度に関する解説を本人の立場で行うような伴走型の支援を心掛けている。中には家族内の困難な事例への対応や特別養護老人ホームから自宅に戻る人や病院を退院して自宅で看取る人の支援等もしていた。

なお、本活動の一部事業費(スポットサービスコーディネーター料、通信費)は共同募金配分金を活用している<sup>6)</sup>。

### ②ミニデイ

1996年から始まったミニデイ(リングリングクラブ)は、若年認知症の妻を介護している男性介護者の「私と妻が行ける場所がありますか?」の一言がきっかけとなり、野川いこいの家を活用してスタートしたものである<sup>5)</sup>。コロナ禍前(2015年)には、月2回開催され(10:00~15:30)、毎回、参加者と活動メンバー(ボランティア)計70名程度が集まり、活動していた。この中には、介護保険サービスや公的サービスになじまない高齢者や孤立しがちな介護者やその家族等の他、近隣のグループホームやケアハウスからの参加者(いわゆる逆デイ)等の参加もあった<sup>5)</sup>。

このミニデイでは、ボランティアによる手作りの昼食(500円)やボランティアによる送迎や理容サービス等(各500円)も提供し、相談とケア、介護者のリフレッシュ、リハビリ、介護予防、事前対応とアフターケア、対象



者の付随的なニーズへの対応等一人一人にあわせたサービスを提供している<sup>4)5)</sup>。

この活動は、川崎市社会福祉協議会のいこいの家を利用した「ミニデイサービスモデル事業」として実施され、さらに、2015年度より、市民団体やボランティア団体による会食、配食、ミニデイ等の介護保険外サービスを提供する「川崎市高齢者ふれあい活動支援事業」の助成対象となった<sup>5)</sup>。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年度は会場となる「野川いこいの家」の利用基準により従来方式では実施できず、電話・手紙・戸別訪問に加え、人数の少ない短時間の集まりを繰り返し開催し、つながりを切らない工夫を続けている。また、参加者の平均年齢89歳に対し、活動メンバー（ボランティア）の平均年齢も78歳となることから、ボランティアのためのミニデイを開催し、活動の継続を図っている<sup>6)</sup>。

### ③地域ネットワーク会議「野川セブン」

介護保険制度前の1999年に発行された介護情報誌「タッチ」は、すずの会の活動メンバーが直接介護事業者や医療機関、地域活動等の取材を行い、編集した高齢者に必要となる福祉情報等をまとめた冊子である（2017年Ⅵ号発行）。この作成・発行を通じて、地域の様々な専門機関とのつながりが生まれ、すずの会との信頼関係が構築されていった<sup>5)</sup>。

そうした活動は、地域包括ケアシステム（制度）が生まれる前の2001年から始まった「野川セブン」に活かされている。この「野川セブン」は、すずの会を中心に、野川地区の自主活動グループ7団体によって結成された介護予防を推進する地域ネットワークである。これは「自分たちにはできないことでも、他の団体なら引き受けられるかもしれない。お互いにそうした情報交換・共有の場が必要」と感じたことから生まれたが、その後、町内会・自治会、さらに専門職や専門機関に拡大していった<sup>5)</sup>。

2021年頃には、野川地域のミニデイ・リハビリグループ・サロン等の自主活動団体、地区社協、地域包括支援センター（3か所）、ケアマネジャー、民生委員、宮前区医師会、診療所、宮前区薬剤師会、薬局、宮前区高齢支援

## 論文

担当、同見守り支援センター、高齢者福祉施設・サービス事業者など高齢者に関わる職種・団体のネットワークに成長した。医療系の専門職が増えたこともあり、約30団体の参加団体が毎月1回、地域課題・個別案件(困難事例)の課題を共有し、解決に向けた専門的な検討を行っている<sup>6)</sup>。2021年度はコロナ禍の中、毎月1回、野川いこいの家で開催され、年間12回・計253人が参加していた<sup>6)</sup>。こうした活動は、「住民主体の地域包括ケア」における地域ケア会議のような役割も有しているものと思われる。

本事業は2000年の「川崎市わたしの町のすこやか活動支援事業補助金交付要綱」の施行を受け、川崎市の介護予防事業「すこやか活動支援事業」(30万円/年補助)として7団体によって開始されたものである。この制度によるネットワークづくりは、市内ではすずの会だけが成功したと言われている。

### ④ご近所サークル「ダイヤモンドクラブ」

2004年に開始された「ダイヤモンドクラブ」は、地域の中で孤立しがちな高齢者、障がい者、介護者、子育て中の母親を含め、ご近所単位で気軽にお付き合いの輪を広げるための場として生まれた典型的な小地域の福祉活動である。コンセプトの「気になる人を真ん中に」は、代表の鈴木さんが入院したときの経験を通して、ご近所の中できめ細かいつながりをつくりたいと考えてはじめられたもので、問題を抱えた当事者や有志が開放した自宅を会場に、ご近所さん5人以上で開催するサロン活動(お茶会や食事会等)である。クラブでの決まり事は特になく、ご近所同士の見守りやさりげない助け合いを促すような緩やかな関係づくりを行い、効果を挙げている。参加者は会費100円を支払い、会場提供者にはすずの会からの補助(2,000円/回)がある。当初は、5か所で開始したが、2015年度には20か所(合計115回・参加者数1,563人)に拡大している。会場は個人宅に加え、店舗、団地集会所、いこいの家、介護者宅等でも実施され、地域包括支援センターやケアマネジャー、民生委員等との連携も生まれている<sup>5)</sup>。

2021年度はコロナ禍の中で11回しか開催できなかったが<sup>6)</sup>、これまでの「ダイヤモンドクラブ」で培ってきたつながりが活かされたとのことである。

これに対し、コロナ禍においては地区内9ヶ所（うち2021年度は4ヶ所）の公園で週1回実施する「みんなDE体操」の参加者数が急増し、2021年度は延べ4,400人超（4ヶ所計）となった<sup>6)</sup>。

こうした公園での体操や「ちょこっとベンチ（2008年～道路沿いの私有地にベンチを置く活動）」等は地域の人たちの気軽なふれあいの場となり、緩やかに見守りができる機会としてコロナ禍の中でその役割を發揮している。

#### ⑤居場所「すずの家」「第二すずの家」

すずの会の活動において、大きな転機となったのは、会の活動拠点であり、地域の居場所となる「すずの家」を確保したことである。これは、地域の中で常に見守りが必要な人が増えたことに対応し、サロン+デイサービスセンターのような常設の活動拠点が必要になってきたことによる。もともとひとり暮らしをしていた居住者が特別養護老人ホームに入所する際に自宅の提供を申し出たことがきっかけで、すずの会が賃借し、2014年より活動拠点として活用することになった<sup>5)</sup>。



図2 すずの家外観と浴室

この「すずの家」では、要支援・要介護高齢者・特定高齢者等を対象に、週2回、9～16時に昼食・入浴・送迎ありの介護予防事業（すずの家デイ）を開催している。その他、デイサービスのない日には麻雀、手芸クラブ、折り紙、ストレッチ（各月1回）を実施している。両方あわせて、年間138回、延

## 論文

べ1,315人が利用者として参加している（平均年齢約90歳<sup>6)</sup>。また、この事業への従事者（活動メンバー）は延べ1,027人と多いが<sup>6)</sup>、35～36名のうち特定高齢者（チェックシート）が20名程度と、高齢化が進んでおり、その日の体調によって利用者になったり、ボランティアになったり変化することもあるとのことである。

ここでの活動は、当初、すずの会や地域の支援を中心に運営していたが、2018年度より川崎市の介護予防事業のひとつ「川崎市住民主体による要支援者等支援事業」を受託し、運営するようになった。

表2 すずの会の活動の変遷

年	社会	会の活動	外的な支援
1995.7		会の設立（活動メンバー：小学校PTA仲間5名） スポットヘルプ・介護相談・介護者支援	
1996		ミニデイ・バリアフリーの旅（バスハイク）	川崎市社協「ミニデイサービスモデル事業」
1997		医療連携チーム（往診医確保）	
1999		介護情報誌「タッチ」発行	
2000	介護保険法施行		
2001		地域ネットワーク会議「野川セブン」開始	川崎市社協「すこやか活動支援事業」
2002		介護予防「元気度チェック」 特別養護老人ホーム内喫茶「マロニエ」	
2004		ご近所サークル「ダイヤモンドクラブ」	
2005	介護保険法改正	支え合いマップづくり「坂の上クラブ」	
2006	同施行（地域密着サービス・地域包括支援センター等）	健康づくりと見守り「みんなDE体操（公園体操）」	
2008		ちょこっとベンチ開始	
2011	介護保険法改正（地域包括ケアシステム、24時間定期巡回・随時対応サービス等）		
2014.4	介護保険法改正	「すずの家」開設	
2015	同施行（生活支援・介護予防サービス等）	（活動メンバー：ボランティア73名、賛助会員60名）	川崎市高齢者ふれあい活動支援事業
2018.4	改正社会福祉法施行（地域共生社会の実現に向けて）		川崎市住民主体による要支援者等支援事業

2019.4		NPO法人へ	
2021.10		「第二すずの家」開設	
2021.12		認定NPO法人へ	
2022		(活動メンバー：ボランティア60名、賛助会員40名)	

- 資料：4) すずの会「ご近所パワー活用術ーすずの会流・福祉活動の手法ー」, 2009年  
 5) すずの会「気になる人を真ん中にー都市部における住民主体の地域包括ケアの実践と効果の検証」, 2016年  
 6) 認定NPO法人すずの会「令和4年度 総会議案書」, 2022年

### 3-2 活動への外部からの支援

#### (1) 制度による支援

まず、外部からの支援としては、地域住民が主体となった地域福祉活動に対する社会福祉協議会による支援から始まった。例えば、「ミニデイ」は1996年川崎市社会福祉協議会のいこいの家を利用した「ミニデイサービスモデル事業」として実施され、補助を受けていた。

さらに、介護保険制度が施行されたのち、介護予防事業が拡充され、地域住民主体の福祉活動が制度に組み込まれていく過程で、より公的・専門的な役割とそれに応じた支援活動に変化していった。例えば、まず、2000年の「川崎市わたしの町のすこやか活動支援事業補助金交付要綱」の施行を受け、地域ネットワーク会議「野川セブン」の活動は川崎市の介護予防事業「すこやか活動支援事業」(30万円/年補助)の対象となった。その後、地区社会福祉協議会の協力や区役所・区社会福祉協議会が加わり、さらに、川崎市内7区の社会福祉協議会の「地区社協とのあり方検討会」にもつながっていった。

このような活動は国の制度化に先駆け、地縁団体、専門機関、行政を動かし、住民主体の地域包括ケアシステムを構築することにつながっていった。

また、介護予防活動の本格化に対応し、公的な支援も増えてきた。2015年度より「ミニデイ」に対し、市民団体やボランティア団体による会食、配食、ミニデイ等の介護保険外サービスを提供する「川崎市高齢者ふれあい活動支援事業」としての助成を受けるようになった(2021年度17.5万円)。この制度を活用するためには、会食活動や配食活動等の回数や利用者数等の実施

## 論文

要件を満たすことが必要で<sup>7)</sup>、より計画的・継続的な活動とすることが求められるようになった。

こうした実績を積むことによって、行政や制度に基づくサービスとの関係性にも変化が生じていく。

2015年の介護保険法の改正により、地域住民も含む多様な主体による「介護予防・日常生活支援総合事業」の取組が各地で本格化した。川崎市でもそれまでの地域住民による介護保険外サービスに対する市や市社会福祉協議会独自の支援とは異なる「制度としての」要件を持つ事業への支援へ対象が広がっていった。すなわち、地域住民による任意の地域福祉活動が徐々にフォーマル化していった流れの中で、すずの会の活動も、行政からも先進的な事例として捉えられるようになっていった。

特に、2018年度から、すずの家でのデイサービス事業として受託した川崎市「住民主体による要支援者等支援事業」は、「要支援・要介護状態になっても通い続けられる地域の通いの場や居場所づくりを進めている住民団体・NPO法人等を支援することにより、地域の高齢者の閉じこもりを予防するとともに、地域住民による見守り・発見のネットワークづくりをすすめるものです。」とあり、安定的なサービス提供が求められる「制度」サービスとしての位置づけを持つ。このため、毎年度、提案書の作成やプレゼンテーション審査等が必要であり、計画的な運営と公表が求められる。ただし、5時間以上の活動の場合2,000円/件(2022年度は3,300円/件)が、また電話による見守り支援や付き添い支援等に対する加算(500円/件等)と単価が定められており<sup>8)</sup>、それらを活用しながら「すずの家」の家賃・水道光熱費・修繕費・食材費等の実費他、ボランティア謝金や送迎謝金等の支払いを行っている。2021年度の「すずの家」での介護予防事業(すずの家デイ)の収益約350万円のうち約280万円が市からの委託料となっている<sup>6)</sup>。

この他、「共同募金配分金」(2021年度30万円)はスポットヘルプ等の介護支援事業に、また、宮前区社会福祉協議会「福祉団体育成支援金」(2021年度5万円)は理美容事業に対して活用されている<sup>6)</sup>。

このように、介護保険制度の創設とその後の度重なる改変、それによる地

域住民が主体となった地域福祉の主流化という社会の動きの中で、すずの会は、活動を継続しながらその活動内容を変化させ、専門化していつている。

## (2) 制度によらない支援

一方、当初より、地域住民同士の助け合いがすずの会の基盤としてあることから、制度によらない民間・個人による事業への支援も継続している。

2021年度の事業報告書によると、年間の会費収入は約5万円であるが、寄付金は約205万円余りある（個人寄付金約180万円・福祉法人寄付金25万円<sup>6)</sup>。NPO法人への寄付に対する税制上の優遇がある認定NPO法人となったことで、誰もが気軽に寄付ができるようになったことも大きいものと思われる。

また、その他、「すずの家」という場の提供（市場家賃より安い賃料）、食材の寄付等、地域の方からの支援も続いているとのことで、地域支え合い活動としての期待や信頼による制度外の支援が継続して行われている。

## 4. 考察

本研究では自律的コミュニティの概念に適合するコミュニティの実態や課題を明らかにし、そうしたコミュニティが安定・持続した活動を継続するために必要となる社会的条件について考察を行うことを目的としてきた。

そこで、自律的コミュニティに該当するコミュニティ・活動の実態調査・資料調査をもとに、考察を行う。

### (1) 「自律的コミュニティ」としての特徴

すずの会の活動は、当初のPTA仲間5人からスタートした「当事者性」を維持しつつ、地域の高齢者や家族等が抱える一つずつのニーズに真摯に向き合い、共に考えながら解決策を模索し、他の団体や専門職・専門機関を巻き込みながら実践を積み重ねることで、活動の体制や方法を構築している。コミュニティの活動メンバーにも、専門知識・技術を学び、国家資格を取得する等、自分や家族の介護に役立てたり、地域の中での交流を生きがいとする等、目的意識を持って参加している人が多く、当事者性が強い活動である。

## 論文

また、介護保険制度等の社会システムの変化や地域の高齢化の進展等に対し、事業の実施方法や体制(法人化)、財源の確保方法(補助金・事業受託)を常に検討し、必要に応じて改変・追加している。

2020年からの新型コロナウイルス感染症拡大による「集まる」ことのできない状況においても、公園体操やちょこっとベンチ等の屋外空間の活用、少人数の集まりの継続、電話等による安否の確認や見守り等を行っている。さらに、平均年齢78歳のボランティアメンバーの交流機会の継続等、コミュニティの特徴にあわせた活動を継続している。

こうした特性は自律的コミュニティの「自らの意志によって、自ら立てた規範にしたがってつながりあうコミュニティ」そのものであるといえる。

その一方で活動のエリアは当初から変わっておらず、行政・専門機関等の認識の高まりや連携の強化等を背景に、より公共性の高い事業に拡大しつつ、地域住民からの信頼を基盤にした個別支援を継続している点が特徴的であり、「当事者性」を継続しつつ、その範囲や専門性を拡大・発展させていることが明らかとなった。

### (2) 求められる社会的条件

このような地域住民が主となる活動を30年近く継続し、安定的に運営していくためには、外部からの支援を適切に導入していくことが求められる。これは、NPO法人の設立趣旨書にも、活動メンバーの高齢化への対応や財政基盤の強化等が課題として記されており、「すずの会の存在を確実に継続していくためには、特に次世代への継承には、すずの会をより明確な組織にすることが必要との認識にいたりました」という理由とともに、「特定非営利法人(NPO法人)とし、社会的信頼を高め、超高齢社会への対応に向けて、地域福祉活動を継続し充実していきたい」との方針が明らかにされている。

そうした方針のもと、すずの会では、地域福祉活動としての補助金と、介護予防に関する事業の受託料と並び、個人や法人による寄付金を活用しながら、経営の安定性を確保している。長年、任意団体として活動してきたが、その継続を目的に組織形態を変化((認定)NPO法人化)させ、かつ、拠点と



なる「場(すずの家)」の確保を進めたことは大きな変革であった。

その背景には、高齢者介護をめぐる課題の変化、介護保険制度の変化とそれに対応した行政施策の変化がある。川崎市がいち早く地域住民主体の活動を支援してきたことも大きい。

また、自らもすずの会の活動の経済的・人的効果を調査・分析し、公表している点も外部からの支援を受けやすくするための取組みになっている。文献5では、11事例について1か月の生活記録表をもとにサービスの種類別にコストを試算し、経済的効果を立証している。あわせて、各事例のこれまでの関りの経緯や今後の課題等も記されており、活動の検証や見直しにも役に立っている。こうした活動成果のとりまとめには、すずの会メンバーや外部の専門機関・研究者等も関わっている。さらにテレビや新聞などのマスコミの報道や書籍の発行により、各地の住民主体の地域福祉活動に大きな影響を与えている。

このように、基本的な活動の理念は継続しつつ、様々な外的要因の変化に対応して体制や活動内容を見直し、より安定した経営を継続できるような「事業性」を意識した運営を行っていくことが地域共生社会における自律的コミュニティの育成や活動支援において必要であると思われる。そのための制度内外の支援や社会的信頼を得るための活動支援等が社会的条件として求められるものと思われる。

## 謝辞

調査にご協力いただきました認定NPO法人すずの会の皆様に厚く御礼申し上げます。

なお、本研究は、JSPS科研費20K02185の助成を受けたものです。

## 註

- 1) <https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal>
- 2) 科学研究費助成事業「自律的コミュニティ形成に向けてのソーシャルビジネスの可能性 一人事業に着目して(20K02185)」(梅田直美代表)
- 3) 宮前区地域みまもり支援センター「宮前区地区カルテ・野川地区」2020.3

## 論文

- 4) すずの会「ご近所パワー活用術 -すずの会流・福祉活動の手法-」, 2009年
- 5) すずの会「気になる人を真ん中に 都市部における住民主体の地域包括ケアの実践と効果の検証」, 2016年
- 6) 認定NPO法人すずの会「令和4年度 総会議案書」, 2022年
- 7) <https://csw-kawasaki.or.jp/senior-info/fureai-sb/> (社会福祉法人川崎市社会福祉協議会)
- 8) <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000098611.html> (川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室)